

1. 各国のインターネットカフェ関連法制の比較表

図表 1 - 1 . 諸外国におけるインターネットカフェ関連法制一覧表

	ドイツ (Federal Republic of Germany)	フランス (French Republic)	イタリア (Republic of Italy)	中国 (People's Republic of China)	韓国 (Republic of Korea)
法令名等 (含条文)	青少年保護法 (第2条、第3条、第6条)	テロとの闘いに関する、 並びに安全及び国境検査 に関する諸規定に係る 2006年1月23日の法律 (第5条、第6条)	国際テロリズム防止のため の緊急対策に関する法律 (第7条)	インターネット接続サー ビス営業場所の管理に関 する条例	情報通信網の利用促進 及び情報保護等に関する 法律 (第44条の5)
規制の目的	青少年保護	テロリズム対策	テロリズム対策	違法・有害情報規制(わい せつ情報、反政府的情報 等)、 青少年保護	違法・有害情報規制(誹謗 中傷情報)
規制の対象者	インターネットカフェを含 む、遊戯施設の営業者	インターネットカフェを含 む、インターネットアクセ スを公衆に提供する者	インターネットカフェを含 む、電話やインターネット を公衆に提供する公共営 業所または民間サークル の所有者または経営者	インターネットカフェを含 む、インターネットアクセ スサービスを公衆に提供 する営業場所の事業者	ポータルサイト、ニュース サイト、コミュニティサイ ト等に電子掲示板を設 置・運用する情報通信 サービス提供者
利用者に対する本人 確認義務	インターネットカフェの端 末でコンピュータゲーム やオンラインゲームが利 用可能な場合は、未成年 者の利用を防止するた めに年齢確認の義務あり	(具体的な規定なし) (利用者の識別を可能に する情報の保存は必要)	身分証明書の提示	身分証明書などの有効な 証明書の提示	(電子掲示板利用者に対 して) オンライン(電子証明書等) または郵送(身分証明書の コピー)、対面での本人確 認
保存すべき利用者 に関するデータ項目	-	・利用者の識別を可能に する情報 ・利用された通信端末装 置に関するデータ ・技術特性並びに各通信 の日時および長さ ・要求されたか利用され た補足サービスに関する データおよびそれらサー ビスのプロバイダ ・通信の受信者一名また は複数名の識別を可能と するデータ	・戸籍データ ・身分証明書の種類 ・身分証明書の番号 ・身分証明書のコピー ・利用者が使用した端末 ID、通信日時、および利 用サービスの種類に関す るデータ	・身元情報 ・インターネットのアクセ ス情報	・氏名 ・住所 ・名誉毀損紛争調停部が 定めるその他の情報
データの保存期間	-	1年間	2007年12月31日まで(時 限立法であるため)	60日間	6か月間
未成年者に対する規 制	上述の規制あり	-	-	入店禁止	-
インターネットカフェ の許可または登録制 度	インターネットカフェが遊 戯場とみなされる場合は 管轄官庁による遊戯場営 業許可、飲食店とみなさ れる場合は飲食店営業 許可を取得することが必 要	不明	警察署長の許可が必要	県以上の地方政府の文 化行政部門へ申請し「イ ンターネット文化営業許 可証」を取得後、工商行 政管理部門へ登録し営業 許可証を取得することが 必要	市や区への登録が必要
本人確認義務を怠っ た場合の罰則	(児童または青少年に一 般利用者向けの遊戯場 等への立ち入りを許可し た場合)5万ユーロ以下の 罰金	- (本人確認義務の具体的 な規定なし)	-	警告及び1万5千元以下 の科料。情状が重い場 合、営業停止及び整顿、 あるいは「インターネット 文化営業許可証」の取り 消し	3千万ウォン以下の過怠 料(間接罰規定)
人 口	8269万人	6050万人	5809万人	13億1584万人	4829万人
インターネットユー ザー数	3750万人	2615万人	2800万人	1億1100万人	3301万人
インターネット普及率	45.4%	43.2%	48.2%	8.4%	68.4%
パソコン普及状況	54.5%	57.9%	54.2%	4.1%	54.5%
固定電話普及率	66.6%	59.0%	43.1%	26.6%	49.2%
携帯電話普及率	95.8%	79.4%	124.3%	29.9%	79.4%
1人当りGNI	3万4580ドル	3万4810ドル	3万10ドル	1740ドル	1万5830ドル

(人口、インターネットユーザー数等の統計データの出典：(財)日本ITU協会「ワールドICTビジュアルデータブック2007」)